災害時及び交通機関運休時の対応について
※ 11月９日からの時差登校時程

神奈川県立相原高等学校

Ａ　災害時の対応

【１】 登校時に気象庁による気象情報において、神奈川県西部（相模原市を含む）又は自宅のある地域に ①～⑤の警報・特別警報のいずれかが発令されている時は、自宅待機をしてください。

①大雨警報と暴風警報の両方　　②大雪警報

③大雨特別警報　　④暴風特別警報　　⑤大雪特別警報

【２】 警報が解除された場合は次のように対応してください。

（Ⅰ）午前６時までに警報解除　　⇒ 平常通り

（Ⅱ）午前８時30分までに警報解除 ⇒ １０時４５分ＳＨＲ

３時間目から平常通り（11時00分～）

（Ⅲ）午前11時までに警報解除　　⇒ 13時２０分ＳＨＲ

５時間目から平常通り（13時35分～）

上記の場合は、安全に注意しつつ登校。ただし登校が難しい生徒は自宅学習。（出席扱いとする）

（Ⅳ）午前11時までに警報が解除されなかった場合

⇒ 休校とし、生徒は自宅学習

その他

☆登校時に警報が発令されていなくても、気象状況や交通機関の状況で危険が予想されると保護者が判断した場合は、無理をせず自宅待機をしてください。

☆部活動等も上記に準ずるものとします。

☆当日の時程により、上記と異なる対応をする場合があります。

※なお、登校後に警報が発令された場合には、天候の状況を見ながら下校時間の変更等の措置をとる場合があります。

Ｂ　交通機関運休の対応

交通機関の運休及び著しい遅延があった場合は、無理をしないでください。このような場合は、出席扱いとし、授業は欠課とはしません。